

位置付け

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく広島県保健医療計画の一部として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を補完するものです。

目的

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指します。
- 併せて、医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備します。
- また、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化された医療機関を、紹介受診重点医療機関として公表することで、「かかりつけ機能を担う医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担を進めます。

計画期間

(前期)令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間
(後期)令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間

全体像

【地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応】

- 外来医療機能に関する情報の可視化
- 新規開業希望者等に対する情報提供
- 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

【医療機器の効率的な活用のための対応】

- 医療機器の配置状況に関する情報の可視化
- 医療機器の配置状況に関する情報提供
- 医療機器の効率的活用のための協議

【外来医療の機能の明確化・連携の対応】

- 外来機能報告の実施
- 紹介受診重点医療機関の確認のための協議

《医療法にかかる病院・診療所の関係申請書類等提出先》

所管区域	届出窓口	所在地	電話番号
広島市	広島市保健所環境衛生課	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	(082) 241-1585
呉市	呉市保健所地域保健課	〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 (すこやかセンター)	(0823) 25-3532
福山市	福山市保健所総務課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 福山すこやかセンター5階	(084) 928-1164
大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所・保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所・保健所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-2111
江田島市	西部厚生環境事務所・保健所 呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東厚生環境事務所・保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所・保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所・保健所 福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所・保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181

- 県内の医療機関・医療機器の配置状況(マッピング)や外来医師多数区域及び「地域で不足する外来医療機能」の最新情報については、広島県のホームページをご覧ください。

- 「申出書」や「共同利用計画書」の電子データもダウンロードいただけます。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

診療所等の新規開業 医療機器の新規購入

を予定されている皆さまへ

広島県は、外来医療機能の偏在解消を目指すとともに、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備するため、広島県保健医療計画の一部として「広島県外来医療計画」を策定しました。

令和6年4月以降で、次に該当される方は届出をお願いします。

届出の対象となる方

届出対象圏域で新規開業を予定されている方

地域で不足する外来医療機能を担うことについて、「申出書」の提出を求めます。

P2へ

届出対象圏域(外来医師多数区域等)

対象となる圏域に●を付しています。

圏域名	構成市町	対象圏域
広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	●
広島西	大竹市、廿日市市	●
呉	呉市、江田島市	●
広島中央	竹原市、東広島市、大崎上島町	●
尾三	三原市、尾道市、世羅町	●
福山・府中	福山市、府中市、神石高原町	
備北	三次市、庄原市	

地域で不足する外来医療機能

不足する機能に●を付しています。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	検死
備北	●	●	●		●	へき地の医療

対象医療機器の購入を予定されている方(全ての圏域)

共同利用に関する計画の有無や内容について、「共同利用計画書」の提出を求めます。

P3へ

対象医療機器

対象となる医療機器は次の5品目となります。

※尾三圏域においては、CT(PET-CT、SPECT-CTを除く。)は対象となりません。

項目	種別
CT	全てのCT
MRI	全てのMRI
PET	PET及びPET-CT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	全てのマンモグラフィ

共同利用の方針

医療機器の共同利用の方針は、次の通りです。

- 対象医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由については、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

共同利用計画に盛り込むべき事項

- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
- ・ 共同利用の対象とする医療機器
- ・ 保守、整備等の実施に関する方針
- ・ 画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

